

○ 「かがわ交通安全パートナーシップ」の施行について（通達）

（令和3年12月14日付け香交企第272号）

県下の交通事故情勢は、本年12月13日現在の交通事故死者数は35人で平成以降最少ペースで推移しているものの、交通安全のバロメーターである人口10万人当たりの交通事故死者数は3.68人で全国ワースト3位と依然として厳しい情勢にあるほか、少子高齢化や情報化の一層の進展など複雑、多様化する社会情勢に的確に対応した交通安全活動を推進し、悲惨な交通事故の被害から県民を守るには、県民一人一人の自発的な取組のほか、団体等による積極的な支援や協働の必要性が増大している。

これまで県警察では、個々のドライバーや自転車利用者に加え、自動車や原付、自転車を利用する者が属する事業所等を対象に、セーフティリーダー車やスマートサイクリストを募り、安全行動の推進役として交通安全意識の啓発を図ってきたところであるが、今後は、これらの道路利用者による交通安全行動の実践に加え、新たに「かがわ交通安全パートナーズ」として企業等の団体に物心両面からの支援や協力を得て、社会全体で交通安全活動を推し進める「かがわ交通安全パートナーシップ」を展開することとしたので、各位にあっては、その趣旨や目的を十分に理解した上で、本取組が実効あるものとなるよう、その普及啓発に努められたい。なお、本通達については、県教育委員会、県くらし安全・安心課とも協議済みである。

また、本取組は令和4年1月1日より実施することとしており、同日を以って「「かがわスマートサイクリスト運動」の更なる推進について（通達）」（平成30年7月24日付け香交企第153号）及び「「セーフティリーダー車運動」の更なる推進について（通達）」（平成30年12月27日付け香交企第228号）は廃止する。

記

1 制度の趣旨

交通事故のない安全で快適な社会を実現するため、県警察は県民等に適切な交通安全情報の発信等を行い、企業等の団体はその本来の活動から派生する交通安全活動を支援し、個々の県民は交通安全行動を実践するなど、相互の理解と協力のもと交通安全活動を推進しようとするものである。

2 目的

企業等の団体や個々の県民が交通安全活動を主体的かつ活発に推進するよう、県警察と企業等の団体や個々の県民による連携体制を構築するとともに、その運用要領を定めるものである。

3 活動主体

(1) かがわ交通安全パートナーズ

かがわ交通安全パートナーズは、県内に所在する官公署、事業所、学校、自治会等の団体（以下「事業所等」という。）であって、県民や所属構成員等の交通安全に寄与する社会貢献活動、広報啓発活動、指導教育活動等のあらゆる形態の交通安全活動を県警察とともに取り組む団体とする。

なお、事業所等の団体による「かがわセーフティリーダーズ」及び「かがわスマートサイクリスト」活動もここに含むものとする。

(2) かがわセーフティリーダーズ

かがわセーフティリーダーズは、県内に居住し、又は県内の事業所等に所属する自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者で、横断歩道の歩行者優先と黄色信号での停止の励行、制限速度内での走行、早めのライト点灯とハイビームの上手な活用等基本となる安全運転を実践することにより、良好な交通秩序と交通事故防止に取り組む個人とする。

(3) かがわスマートサイクリスト

かがわスマートサイクリストは、県内に居住し、又は県内の事業所等に所属する自転車利用者で、自律的に交通ルールやマナーを守り、安全運転を実践することにより、良好な自転車通行秩序の維持と交通事故防止に取り組む個人とする。

4 各活動主体の役割

(1) かがわ交通安全パートナーズ

かがわ交通安全パートナーズは、本取組の趣旨に賛同する旨を宣言して、社会貢献活動として各種交通安全活動への協賛、支援を行うほか、事業所等が主体的に交通安全啓発活動を推進し、又は事業所等において所属構成員に対する交通安全教育等を実施するものとする。

(2) かがわセーフティリーダーズ

かがわセーフティリーダーズは、自身が運転する自動車等にかがわセーフティリーダーズのマグネットシートを貼付して、県警察が発信する交通安全情報やかがわ交通安全パートナーズから支援を受けながら、交通法規の遵守とともに、他の道路利用者の手本となる交通マナーを実践することで、自らが交通安全活動を推進するものとする。

(3) かがわスマートサイクリスト

かがわスマートサイクリストは、自身が運転する自転車にかがわスマートサイクリストのステッカーを貼付して、県警察が発信する交通安全情報やかがわ交通安全パートナーズから支援を受けながら、自転車安全利用五則等の交通法規を遵守するとともに、他の道路利用者に対する思いやりの心を持った交通マナーを実践することで、自らが交通安全活動を推進するものとする。

(4) 県警察

ア 警察本部交通企画課

警察本部交通企画課は交通事故統計資料、交通安全ニュース、交通法令の運用や解釈、その他県民の交通安全に資する情報を発信して、県民の交通安全意識の高揚を図るほか、「かがわ交通安全パートナーシップ」を効果的に運用して、県民総ぐるみの交通安全活動を推進するものとする。

イ 警察署交通課

警察署交通課は、管轄区域内に所在するかがわ交通安全パートナーズと良好な信頼関係を構築して、交通安全活動の活性化に努めるとともに、かがわセーフティリーダーズやかがわスマートサイクリストへの参加者を募り、その拡大を図るものとする。

5 実施要領

(1) かがわ交通安全パートナーズ

ア 参加方法

かがわ交通安全パートナーズの趣旨に賛同する事業所等は、別記様式を所在地を管轄する警察署又は警察本部交通企画課に提出して参加申込を行うものとする。

イ 活動要領

かがわ交通安全パートナーズに参加した事業所等は、別記様式を提出した警察署又は警察本部交通企画課と協議の上、交通安全活動に寄与する社会貢献活動、広報啓発活動、指導教育活動など必要となる取組を行うものとする。

また、かがわ交通安全パートナーズに参加した事業所等は、県警ホームページ上に事業所等の所在地、名称及び活動内容を登載して、その取組を顕彰するものとする。

ウ 情報の取得

かがわ交通安全パートナーズに参加した事業所等は、県警ホームページや県警ヨイチメール等のSNSを通じて、県警察の発信する交通安全情報を取得するものとする。

(2) かがわセーフティリーダーズ

ア 参加方法

かがわセーフティリーダーズへの参加を希望する者は、別記様式を住所地若しくは勤務地等を管轄する警察署又は警察本部交通企画課に提出して参加申込を行うものとする。

イ 活動要領

かがわセーフティリーダーズは、前記4(2)の役割を担う者として、横断歩道の歩行者優先と黄色信号での停止の励行、制限速度内での走行、早めのライト点灯とハイビームの上手な活用等模範運転の実践に努めるものとする。

また、かがわセーフティリーダーズは、家族、知人、同僚等に対し、本取組の趣旨や内容を周知するとともに、参加者を勧誘するなど裾野の拡大に努めるものとする。

ウ 情報の取得

かがわセーフティリーダーズは、県警ホームページや県警ヨイチメール等のSNSを通じて、県警察の発信する交通安全情報を取得するものとする。

(3) かがわスマートサイクリスト

ア 参加方法

かがわスマートサイクリストへの参加を希望する者は、別記様式を住所地若しくは勤務地等を管轄する警察署又は警察本部交通企画課に提出して参加申込を行うものとする。

イ 活動要領

かがわスマートサイクリストは、前記4(3)の役割を担う者として、自転車安全利用五則等の交通法規を遵守するとともに、他の道路利用者に対する思いやりの心を持った交通マナーの実践に努めるものとする。

また、かがわスマートサイクリストは、家族、知人、同僚等に対し、本取組の趣旨や内容を周知するとともに、参加者を勧誘するなど裾野の拡大に努めるものとする。

ウ 情報の取得

かがわスマートサイクリストは、県警ホームページや県警ヨイチメール等のSNSを通じて、県警察の発信する交通安全情報を取得するものとする。

6 留意事項

(1) 取組への参加促進

本取組を広く県民に浸透させ、社会全体で交通安全意識の高揚を図る必要があるため、各種の会議や会合、交通安全教室等あらゆる機会を活用して、個人は勿論、事業所等に対する参加を積極的に働き掛けること。

(2) かがわ交通安全パートナーズに対する支援

かがわ交通安全パートナーズが主催する交通安全教室等においては、警察官を派遣するなど効果的な運用に努めるほか、必要に応じて、交通安全教育推進隊や交通安全教育車「まなぶちゃん」の活用にも配慮すること。

(3) 若年層ボランティア活動の活性化

本取組を通じ、高校生や大学生等の若年層に対する交通安全教育や広報啓発が活発に行われ、その浸透が図られるよう、各地方公共団体や各市町教育委員会、各種学校等に対する積極的な働き掛けを行うこと。

7 報告等

- (1) 警察署において提出を受けた別記様式については、速やかに交通企画課に送付し、これを受理した交通企画課においては、住所地を管轄する警察署毎に簿冊に編綴して、保管管理するものとする。
- (2) かがわ交通安全パートナーズ等が実施する社会貢献活動、広報啓発活動、指導教育活動等のうち、効果的かつ独創的な交通安全活動で、社会的反響の大きいものについては、その都度交通企画課まで報告されたい。

(別記様式 省略)